

# 白杵市分別収集計画 【第10期】

令和4年7月

白杵市環境課

## 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	1
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び 当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	8
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	9
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	10
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

# 第10期臼杵市分別収集計画

令和4年7月

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の抑制を図るとともに、市民・事業者・行政、それぞれの役割及び具体的な推進方策の明確化、更には、本計画の公表により、全ての関係者における一体的取組みの推進に関する方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の発生・排出抑制及びリサイクルを推進し環境負荷の軽減を図り、限りある資源の有効利用を促進するとともに、より一層の資源循環型社会の構築を図るものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制、3Rを基本とした地域社会づくり
- ・市民・事業者・行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・適正な廃棄物処理体制の保持及び資源循環型社会の構築

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（臼杵市清掃センター） ＊臼杵地域（合併前の旧臼杵市）

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
容器包装廃棄物	608 t	600 t	592 t	585 t	575 t

（豊後大野市清掃センター） ＊野津地域（合併前の旧野津町）

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
容器包装廃棄物	93 t	92 t	90 t	86 t	83 t

（臼杵市全体の容器包装廃棄物の排出量の見込み）

	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
容器包装廃棄物	701 t	692 t	682 t	671 t	658 t

## 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施にあたり、市報や分別辞典等の印刷物を活用し市民、事業者のごみ処理に対する意識の改善を図る。

- ・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、容器包装リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場残余埋立容量の逼迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

- ・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等の協力を得て、トレイや飲料用紙パックの店頭回収を行うとともに、スーパーマーケット等小売店での包装簡素化を推進する。

- ・販売包装の有料化、マイバック持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等小売店における容器包装使用の合理化を推進する。

- ・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分は次のとおりとする。

（臼杵市清掃センター\*臼杵地域（合併前の旧臼杵市））

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他の紙
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（白色の発砲スチロール製食品トレイ含む）

（豊後大野市清掃センター \*野津地域（合併前の旧野津町））

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 { 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(臼杵市清掃センター) \* 臼杵地域 (合併前の旧臼杵市)

	令和5年		令和6年		令和7年		令和8年		令和9年	
主としてスチール製の容器	16.0 t		16.0 t		16.0 t		16.0 t		15.0 t	
主としてアルミ製の容器	38.0 t		38.0 t		37.0 t		37.0 t		36.0 t	
無色のガラス製容器	(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t
茶色のガラス製容器	(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t
その他のガラス製容器	(合計) 170.0 t		(合計) 168.0 t		(合計) 165.0 t		(合計) 163.0 t		(合計) 161.0 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t	
主として段ボール製の容器	101.0 t		99.0 t		98.0 t		97.0 t		95.0 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t		(合計) 0.0 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計) 79.0 t		(合計) 78.0 t		(合計) 77.0 t		(合計) 76.0 t		(合計) 75.0 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(白色トレイ含む)	(合計) 122.0 t		(合計) 120.0 t		(合計) 119.0 t		(合計) 117.0 t		(合計) 115.0 t	
	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t	(引渡 量) t	(独自 処理 量) t

※ 使用済みペットボトルについては、容器包装リサイクル協会と取引契約を結んで全量引き渡す。

(豊後大野市清掃センター) \* 野津地域 (合併前の旧野津町)

	令和5年		令和6年		令和7年		令和8年		令和9年	
主としてスチール製の容器	4.0 t		4.0 t		4.0 t		4.0 t		4.0 t	
主としてアルミ製の容器	6.0 t		6.0 t		5.0 t		5.0 t		5.0 t	
無色のガラス製容器	(合計) 10.0 t		(合計) 10.0 t		(合計) 10.0 t		(合計) 9.0 t		(合計) 9.0 t	
	(引渡) 10.0 t	(独自) t	(引渡) 10.0 t	(独自) t	(引渡) 10.0 t	(独自) t	(引渡) 9.0 t	(独自) t	(引渡) 9.0 t	(独自) t
茶色のガラス製容器	(合計) 15.0 t		(合計) 15.0 t		(合計) 15.0 t		(合計) 14.0 t		(合計) 14.0 t	
	(引渡) 15.0 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 15.0 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 15.0 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 14.0 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 14.0 t	(独自) 0.0 t
その他のガラス製容器	(合計) 5.0 t		(合計) 5.0 t		(合計) 5.0 t		(合計) 4.0 t		(合計) 4.0 t	
	(引渡) 5.0 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 5.0 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 5.0 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 4.0 t	(独自) 0.0 t	(引渡) 4.0 t	(独自) 0.0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t		0.0 t	
主として段ボール製の容器	15.0 t		14.0 t		14.0 t		14.0 t		13.0 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4.0 t		(合計) 4.0 t		(合計) 4.0 t		(合計) 4.0 t		(合計) 3.0 t	
	(引渡) 0.0 t	(独自) 4.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 4.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 4.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 4.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 3.0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てるためのもの	(合計) 10.0 t		(合計) 10.0 t		(合計) 10.0 t		(合計) 9.0 t		(合計) 9.0 t	
	(引渡) 0.0 t	(独自) 10.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 10.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 10.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 9.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自) 9.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 17.0 t		(合計) 17.0 t		(合計) 16.0 t		(合計) 16.0 t		(合計) 15.0 t	
	(引渡) 17.0 t	(独自) t	(引渡) 17.0 t	(独自) t	(引渡) 16.0 t	(独自) t	(引渡) 16.0 t	(独自) t	(引渡) 15.0 t	(独自) t
(うち白色トレイ)	(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t	
	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t	(引渡) - t	(独自) - t

(臼杵市全体)

	令和5年		令和6年		令和7年		令和8年		令和9年	
主としてスチール製の容器	20.0 t		20.0 t		20.0 t		20.0 t		19.0 t	
主としてアルミ製の容器	44.0 t		44.0 t		42.0 t		42.0 t		41.0 t	
無色のガラス製容器	(合計) 10.0 t		(合計) 10.0 t		(合計) 10.0 t		(合計) 9.0 t		(合計) 9.0 t	
	(引渡) 10.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 10.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 10.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 9.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 9.0 t	(独自処理) 0.0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 15.0 t		(合計) 15.0 t		(合計) 15.0 t		(合計) 14.0 t		(合計) 14.0 t	
	(引渡) 15.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 15.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 15.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 14.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 14.0 t	(独自処理) 0.0 t
その他のガラス製容器	(合計) 175.0 t		(合計) 173.0 t		(合計) 170.0 t		(合計) 167.0 t		(合計) 165.0 t	
	(引渡) 5.0 t	(独自処理) 170.0 t	(引渡) 5.0 t	(独自処理) 168.0 t	(引渡) 5.0 t	(独自処理) 165.0 t	(引渡) 4.0 t	(独自処理) 163.0 t	(引渡) 4.0 t	(独自処理) 161.0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t		2.0 t	
主として段ボール製の容器	116.0 t		113.0 t		112.0 t		111.0 t		108.0 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 4.0 t		(合計) 4.0 t		(合計) 4.0 t		(合計) 4.0 t		(合計) 3.0 t	
	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 4.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 4.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 4.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 4.0 t	(引渡) 0.0 t	(独自処理) 3.0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てるためのもの	(合計) 89.0 t		(合計) 88.0 t		(合計) 87.0 t		(合計) 85.0 t		(合計) 84.0 t	
	(引渡) 79.0 t	(独自処理) 10.0 t	(引渡) 78.0 t	(独自処理) 10.0 t	(引渡) 77.0 t	(独自処理) 10.0 t	(引渡) 76.0 t	(独自処理) 9.0 t	(引渡) 75.0 t	(独自処理) 9.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 139.0 t		(合計) 137.0 t		(合計) 135.0 t		(合計) 133.0 t		(合計) 130.0 t	
	(引渡) 139.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 137.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 135.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 133.0 t	(独自処理) 0.0 t	(引渡) 130.0 t	(独自処理) 0.0 t
(うち白色トレイ)	(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t		(合計) - t	
	(引渡) - t	(独自処理) - t	(引渡) - t	(独自処理) - t	(引渡) - t	(独自処理) - t	(引渡) - t	(独自処理) - t	(引渡) - t	(独自処理) - t



一般廃棄物(ごみ発生量)																																																																	
市町村が収集運搬又は直接搬入するごみ			市町村が関与する集団回収、拠点回収等による排出抑制・再利用ごみ				市町村が関与しないごみ																																																										
容器包装算定対象廃棄物量																																																																	
容器包装廃棄物排出量(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)						自家処理ごみ、自主回収ごみ、集団回収・拠点回収等による排出抑制・再利用ごみ  容器包装廃棄物以外のごみ																																																											
分別基準適合物量等(容器包装リサイクル法第8条第2項第4号) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">特定分別基準適合物</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">           主務省令第6項で規定する主            務省令第6項で定められた再商品化を            するが明らかな再商品化を            する必要があるでない物として         </td> <td colspan="4" style="text-align: center;">           2            容            器            包            装            リ            サ            イ            ク            ル            法            第            8            条            第            2            項            第            1            号            の            規            定            による            排出            抑制            ・            再利            用            ご            み         </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">ガラス製容器</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">その他の紙製容器包装</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">           他            の            ご            み            に            混            入            す            る            容            器            包            装            廃            棄            物         </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">無色のガラス製容器</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">ペットボトル(飲料又はしょうゆ等用)</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">           容            器            包            装            廃            棄            物            以            外            の            ご            み         </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">茶色のガラス製容器</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">その他のプラスチック製容器包装</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">           段            ボ            ー            ル         </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">その他のガラス製容器</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">スチール製容器</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">           ア            ル            ミ            製            容            器         </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">その他のガラス製容器</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">アルミ製容器</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">           飲            料            用            紙            製            容            器            (ア            ル            ミ            使            用            な            し)         </td> </tr> </table>										特定分別基準適合物			主務省令第6項で規定する主 務省令第6項で定められた再商品化を するが明らかな再商品化を する必要があるでない物として			2 容 器 包 装 リ サ イ ク ル 法 第 8 条 第 2 項 第 1 号 の 規 定 による 排出 抑制 ・ 再利 用 ご み				ガラス製容器			その他の紙製容器包装			他 の ご み に 混 入 す る 容 器 包 装 廃 棄 物				無色のガラス製容器			ペットボトル(飲料又はしょうゆ等用)			容 器 包 装 廃 棄 物 以 外 の ご み				茶色のガラス製容器			その他のプラスチック製容器包装			段 ボ ー ル				その他のガラス製容器			スチール製容器			ア ル ミ 製 容 器				その他のガラス製容器			アルミ製容器		
特定分別基準適合物			主務省令第6項で規定する主 務省令第6項で定められた再商品化を するが明らかな再商品化を する必要があるでない物として			2 容 器 包 装 リ サ イ ク ル 法 第 8 条 第 2 項 第 1 号 の 規 定 による 排出 抑制 ・ 再利 用 ご み																																																											
ガラス製容器			その他の紙製容器包装			他 の ご み に 混 入 す る 容 器 包 装 廃 棄 物																																																											
無色のガラス製容器			ペットボトル(飲料又はしょうゆ等用)			容 器 包 装 廃 棄 物 以 外 の ご み																																																											
茶色のガラス製容器			その他のプラスチック製容器包装			段 ボ ー ル																																																											
その他のガラス製容器			スチール製容器			ア ル ミ 製 容 器																																																											
その他のガラス製容器			アルミ製容器			飲 料 用 紙 製 容 器 (ア ル ミ 使 用 な し)																																																											

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\left( \begin{array}{c} \text{特定分別基準適合物等の量及} \\ \text{び容器包装リサイクル法第2条} \\ \text{第6項に規定する主務省令で定} \\ \text{める物の量の見込み} \end{array} \right) = \left( \begin{array}{c} \text{過去5年間の} \\ \text{1人あたりのごみ総排出量} \\ \text{の平均} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{人口推計見} \\ \text{込み(前年} \\ \text{度} \times \text{平均増} \\ \text{減率)} \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{過去5年間の} \\ \text{容器包装廃} \\ \text{棄物の回収} \\ \text{率の平均値} \end{array} \right)$$

**\* 臼杵地域(合併前の旧臼杵市)**

過去5年間の1人あたりのごみ総排出量の平均 (344.76 kg/人)

平成 29 年度	平成 30年度	令和 元 年度年度	令和 2 年度年度	令和 3 年度年度
333.91 kg/人	338.18 kg/人	343.64 kg/人	358.20 kg/人	349.89 kg/人

人口変動率は、過去5年間の人口変動率の平均値を算出 (-1.44%)

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
28,801 人	28,386 人	27,977 人	27,574 人	27,177 人

**\* 野津地域(合併前の旧野津町)**

過去5年間の1人あたりのごみ総排出量の平均 (212.11 kg/人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度年度	令和 2 年度年度	令和 3 年度年度
202.30 kg/人	206.14 kg/人	211.64 kg/人	225.42 kg/人	215.07 kg/人

人口変動率は、過去5年間の人口変動率の平均値を算出 (-2.38%)

令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
6,631 人	6,473 人	6,319 人	6,169 人	6,022 人

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

### \* 臼杵地域(合併前の旧臼杵市)

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶	臼杵市の委託業者 による定期回収	選別…民間業者 保管…臼杵市
	アルミ製容器			
ガラス	ガラス製容器	ガラスびん	臼杵市の委託業者 による定期回収	保管…臼杵市
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	臼杵市の委託業者 による定期回収	選別…民間業者 保管…臼杵市
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	その他の紙		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	臼杵市の委託業者 による定期回収	選別…民間業者 保管…臼杵市
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	臼杵市の委託業者 による定期回収	選別…民間業者 保管…臼杵市

### \* 野津地域(合併前の旧野津町)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金 属	スチール製容器	缶	豊後大野市の委託業者 による定期回収	豊後大野市
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	豊後大野市の委託業者 による定期回収	豊後大野市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙パック	豊後大野市の委託業者 による定期回収	豊後大野市
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期回収	豊後大野市
	その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	委託業者による定期回収	民間業者

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

### \* 臼杵地域（合併前の旧臼杵市）

現在、分別収集された缶・段ボール・その他の紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装については、選別・圧縮を民間業者に委託し、ペットボトル・プラスチック製容器包装・缶・ガラスびん・段ボール・その他の紙製容器包装については、当市で保管する。

#### 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、型式、能力、数量等）
排 出	ステーション	専用集積場所利用 可燃ステーション・・・869ヶ所 資源ステーション・・・405ヶ所
収集・運搬	収集車両	専用収集車両利用 3 t 塵芥車 ー 7台
選別・保管	中間処理施設（民間業者）	選別・圧縮
	ストックヤード（臼杵市）	ガラスびん （ 84 m <sup>3</sup> ）
	ストックヤード（臼杵市）	プラスチック製容器包装、紙類、ペットボトル、缶・金属類 （ 224 m <sup>3</sup> ）

#### 分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	袋	3トン塵芥車	民間業者
アルミ製容器				
ガラス製容器	びん類	袋	3トン塵芥車	民間業者
飲料用紙製容器	紙パック	紐で縛る	3トン塵芥車	民間業者
段ボール	段ボール	紐で縛る	3トン塵芥車	
その他の紙製容器包装	紙類	袋・紐で縛る	3トン塵芥車	
ペットボトル	ペットボトル	袋	3トン塵芥車	民間業者
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	臼杵市指定袋	3トン塵芥車	民間業者

**\* 野津地域(合併前の旧野津町)**

現在、缶・ガラスびん・段ボール・紙製容器包装については、豊後大野市の粗大ごみ処理施設で選別、圧縮（缶のみ）・保管しているが、プラスチック製容器包装の分別収集したものは、民間業者に委託し選別・保管している。

処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状、型式、能力、数量等）
排 出	ステーション	専用集積場所利用 ステーション数 799箇所 (但し、その他のプラスチック製容器包装 1,469箇所)
収集・運搬	収集車両	専用収集車両利用 3 tトラック - 4台 2 t塵芥車 - 3台
選別・保管	粗大ごみ処理施設	破碎・選別・圧縮 (処理能力22t/日)
	ストックヤード	258 m <sup>3</sup>
	民間業者ストックヤード	350 m <sup>3</sup>
	その他選別施設	ペットボトル減容機 (処理能力100kg/h)

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器	収集に係る分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	プラスチック コンテナ	3tトラック (平ボテ)	豊後大野市清掃セン ター粗大ごみ処理施設
アルミ製容器				
無色のガラス製 容器	びん類	プラスチック コンテナ		豊後大野市清掃セン ターストックヤード
茶色のガラス製 容器				
その他のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る		豊後大野市清掃セン ターストックヤード
段ボール	段ボール	縛る		
その他の紙製容器 包装	紙製容器包装	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	プラスチック コンテナ		ペットボトル減容機
その他のプラス チック製容器包装	プラスチック 製容器包装	指定袋	2 t 塵芥車	民間業者 ストックヤード

**12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項**

本分別収集計画の策定に関し、分別収集の主旨に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため周知広報活動に努めます。

また、発生抑制とともに可能な限り再利用を図るものとして、環境への負荷、再資源化に必要な行政コストや再資源化技術の動向などを考慮しながら、分別収集の拡大や導入を図っていきます。